

令和元年度

定期監査結果報告書

目次

第1 監査の基準 ..... 1

第2 監査の種類 ..... 1

第3 監査の対象 ..... 1

第4 監査の着眼点 ..... 2

第5 監査の主な実施手続 ..... 2

第6 監査の実施場所及び日程 ..... 3

第7 監査の結果等 ..... 3

I 監査の結果 ..... 6

1 指摘事項及び意見 ..... 6

(1) 総務局 ..... 6

(2) 財政局 ..... 8

(3) 市民局 ..... 9

(4) 駿河区役所 ..... 10

(5) 観光交流文化局 ..... 11

(6) 環境局 ..... 14

(7) 保健福祉長寿局 ..... 15

(8) 子ども未来局 ..... 21

(9) 経済局 ..... 23

(10) 都市局 ..... 25

(11) 建設局 ..... 26

(12) 会計室 ..... 29

(13) 上下水道局 ..... 30

(14) 教育委員会事務局 ..... 33

(15) 選挙管理委員会事務局 ..... 34

(16) 議会事務局 ..... 35

【定期監査指摘事項等件数一覧】 ..... 36

2 フォローアップ監査 ..... 37

3 内部統制に関する監査 ..... 40

II 提言 ..... 45

令和2年3月30日

静岡市監査委員  
 同 同 同  
 村松 眞  
 白鳥 三和子  
 丹沢 卓久  
 池部 善満

#### (4) 駿河区役所

##### ア 監査対象所属

地域総務課、戸籍住民課、保険年金課、健康支援課、長田支所	
駿河福祉事務所	生活支援課、障害者支援課、子育て支援課、高齢介護課

##### イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかったが、2件の指導事項があった。

##### 【業務意見】

生活保護費に係る返還金等<sup>1</sup>の債権管理について（生活支援課）・・・【有効性・効率性の観点】

各区の生活支援課における生活保護費に係る返還金等<sup>1</sup>の未収金については、過去、平成28年度・駿河福祉事務所生活支援課（収入未済額約8,000万円）、平成29年度・葵福祉事務所生活支援課（収入未済額約2億9,000万円）、平成30年度・清水福祉事務所生活支援課（収入未済額約1億円）と、毎年度の定期監査においてその改善を求める意見を付してきたところであるが、今回の監査においても、駿河福祉事務所生活支援課の令和元年10月末時点の収入未済額は約1億円となっており、前回の監査時点での収入未済額を上回る結果となっていた。

これまでの監査の中では、滞納整理の強化や新たな未収金を発生させないためのケースワーカーの意識向上、数次にわたる福祉総務課を主体とした債権担当者会議の開催、相続人に対する通知の実施や経過記録の統一化などの取組は見られたものの、債権管理委員会<sup>2</sup>の主導による積極的な施策の確立にまでは至っておらず、今回の監査においても同様の状況であった。

本件未収金は、債務者の多くが生活困窮者であり徴収が困難である事情はあるものの、様々な取組を実施してもなお収入未済額が増加している現状は看過できないものである。これまでの経過を見れば、債務者の生活状況を改善するための業務を担うケースワーカーが、同時に債権管理を行うことが徴収をより困難にしているとも考えられることから、後述する児童相談所における入所者等負担金の未収金対策に係る意見と同様に、債権管理を別の部署に行わせるなど、債権管理委員会<sup>2</sup>の主導の下に組織的に収入未済額の削減に向けた体制づくりを進めるよう検討されたい。

<sup>1</sup> 生活保護費に係る返還金等・・・急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から返還させ、又は不実の申請等により保護を受けるなどした者からその費用の全部又は一部を徴収することなどにより発生した債権

<sup>2</sup> 債権管理委員会・・・市内の連携、情報の共有等を通じた総括的な債権の管理を行うことで、本市の債権管理に関する事務の一層の適正化を図り、それにより、市民の公平な負担による収入確保の徹底を図ることを目的に設けられた副市長を長とする内部委員会

- 4) 積算書の「相談所棟」の「共通その他」において、「1階窓網戸清掃」など、清掃作業表で設定のない作業単位が計上されていた。

**【業務意見】**

児童福祉施設入所者等負担金の収入未済額の縮減について（児童相談所）・・・【有効性・効率性の観点】

児童相談所の所管に係る児童福祉施設への入所措置に要した経費を本人又は扶養義務者から徴収する児童福祉施設入所者等負担金においては、令和元年10月末時点で1,000万円を超える収入未済額が発生していた。

この収入未済額の縮減に向けて児童相談所でどのような取組を行っているのかを確認したところ、督促などの必要な手続や年に1回の催告のほか、ケースワーカーの活動時に合わせた催促を実施していたものの、それ以上の組織的な取組は行っておらず、債務者と児童相談所が対立関係にある場合が多いことや子どもの福祉を優先して考える必要があることから、差押等の積極的な取組は難しいとの回答であった。

このような児童相談所の業務内容がもつ特有の事情はあるとしても、本債権は強制徴収公債権であることからすると、徴収手続をおろそかにしてよいはずはなく、債権管理は児童相談所とは別の部署に行わせるなど、同様の事情を抱える福祉関係の債権を含めて、組織的な債権管理の体制づくりの検討を進められたい。